

第12期第3回福岡県個人情報保護審議会次第

1 日時

平成26年9月18日（木）10：00～

2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

3 議事

(1) 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

- ・インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務
- ・インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務

(2) その他

〔配布資料〕

資料1 インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務

資料2 インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務

資料 1

インターネットのホームページによる福岡県知事登録
旅行業者等登録情報提供事務

26個保審第6号
平成26年9月18日

福岡県知事殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成26年8月22日26観物第926号により諮詢のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

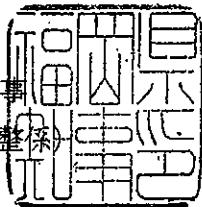
記

事務の名称	インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務	
所管課名	観光・物産振興課	
事務の目的	インターネットホームページに福岡県知事登録旅行業者等登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供することにより、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図る。	
識別される個人の類型	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条に基づき福岡県知事に登録された旅行業者等のうち、個人事業者	
提供する個人情報の種類	旅行業者	種別、登録番号、氏名又は名称、商号、住所（主たる営業所のみ）、登録年月日、有効期限
	代理業者	登録番号、氏名又は名称、商号、住所（主たる営業所のみ）、登録年月日、所属旅行業者の氏名又は名称
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）	
公益上の必要性	近年、旅行業者の無登録営業が見られ、他県においては旅行者が被害を受けていることから、旅行者からの旅行業者登録情報の問合せが増加している。そこで、インターネットホームページに福岡県知事登録旅行業者等登録情報を掲載し情報提供することにより、県民等が旅行申込時に随時これらの情報を入手できるようになり、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図ることができる。	
個人情報についての必要な保護措置	(1) ホームページにおいて、福岡県知事登録旅行業者等登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等がID・パスワードにより特定できること。 (2) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (3) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。	

26観物第926号
平成26年8月22日

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本 博志 様

福岡県知事
(観光・物産振興課企画調整係)



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による
個人情報の提供の制限の例外について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第6条第3号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求める。

記

1 事務の名称

インターネットホームページ(福岡県ホームページ)による福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務

2 事務の目的

時間的・場所的な制約を超えて福岡県知事登録旅行業者等登録情報を積極的に提供することにより無登録営業を未然に防止する。

3 提供する個人情報

旅行業者(個人事業者含む)	登録番号、登録年月日、種別、氏名(名称)及び住所(主たる営業所のみ)、商号、有効期限
旅行業者代理業者(個人事業者含む)	登録番号、登録年月日、氏名(名称)及び住所(主たる営業所のみ)、商号、所属旅行業者の氏名(名称)

4 提供する相手方

県民等(インターネット利用者)

旅行業法 事務の概要

旅行業者及び旅行業者代理業者の登録について

- 旅行業法において、旅行業務に関する取引の公正の維持や旅行の安全を確保するため、旅行業務等を営む者についての登録制度を規定している。
- 旅行業とは、報酬を得て、運送・宿泊サービス等の行為を行う事業をいい、旅行業者代理業とは、報酬を得て、所属旅行業者のために、運送・宿泊サービス等の行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
- 旅行業等(旅行業及び旅行業者代理業)を営む場合は、登録行政庁の行う登録を受けなければならないが、登録業務範囲と登録行政庁は下記表のとおりである。

	種別	登録行政庁	募集型企画旅行		受注型企画旅行	
			海外	国内	海外	国内
旅 行 業	第1種	観光庁長官	○	○	○	○
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○
	第3種		×	○※	○	○
	地域限定		×	○※	×	○※
旅行業者代理業			所属旅行業者との委託の範囲内			

※当該事業者の自らの営業所(本店、支店等)のある市町村及び隣接市町村のみ

募集型企画旅行…旅行パッケージ商品を広告等で募集・実施を行うもの

- 登録行政庁が登録を行う項目は、下記表のとおりであるが、公開項目については、利用者の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止のための必要な情報として、下記項目を考えている。

項目	登録項目		公開項目	
	旅行業者	旅行業者代理業者	旅行業者	旅行業者代理業者
登録番号	○		○	
登録年月日	○		○	
種別	○	＼	○	＼
氏名(名称)及び住所	○		氏名(名称)のみ	
代表者氏名	○		—	
商号	○		○	
主たる営業所所在地	○		○	
その他の営業所所在地	○		—	
所属旅行業者の名称・住所	＼	○	＼	名称のみ
有効期限	—	＼	○	＼

関係資料

別紙1 諧問理由	1
別紙2 提供する個人情報について	2
別紙3 旅行業法（抜粋）、旅行業法施行規則（抜粋）	3
別紙4 観光庁からの協力要請文	4
別紙5 登録業者内訳	5

※ ホームページへの掲載は省略させていただきました。

1 諮問理由

今般、東京都において旅行業登録を抹消された事業者が、無登録のまま航空券の手配を行い、旅行者から代金の振込があったにもかかわらず、突然業務を停止し、多数の旅行者に対し航空券が未着となる事案が発生した。

また、本県においても、旅行業登録を抹消したにもかかわらず、その後も引き続き旅行の募集を行っていた事案も発生している。

かねてから、観光庁が、旅行者に対し、旅行の申込みの際には、利用する旅行業者が旅行業法に基づく旅行業の登録を受けていることの確認を行うよう啓発を行っていることから、旅行業者の登録情報に関する社会的関心は高くなっています。旅行者からの旅行業者の登録情報の問合せが増加している状況である。

さらに、平成26年7月観光庁から、各都道府県に対し、登録業者及び旅行業者代理業者の登録情報について、ホームページ等により公開し、これを定期的に更新するなどの取組みを行うよう要請がなされたところである。

このような状況を鑑み、利用者の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止のため、旅行業者及びその代理業者の登録情報を公開することを考えている。

福岡県ホームページにおいて個人情報を県民等のインターネット利用者に提供することは、福岡県個人情報保護条例第6条の規定により制限されているが、当該事務については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置を講じていると思慮されるので、同条第3号の規定により福岡県個人情報保護審議会の意見を聞くものである。

2 提供する個人情報について

旅行業法及び旅行業法施行規則において、都道府県が登録を行う旅行業者の種別は、第二種、第三種、地域限定及び旅行業者代理業者である。

また、その登録項目は、①登録番号、②登録年月日、③種別、④氏名（名称）及び住所、⑤代表者の氏名（法人の場合）、⑥商号、⑦主たる営業所及びその他の営業所の名称、⑧主たる営業所及びその他の営業所の所在地、⑨旅行業者代理業者の氏名（名称）及び住所（代理業者に旅行業務を取り扱わせるとき）、⑩所属旅行業者の氏名（名称）及び住所（旅行業者代理業者の場合）以上の項目である。

このうち、情報提供しようとする項目は、利用者の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止のために必要と考える以下の

- ・登録番号　・登録年月日　・種別
- ・氏名（名称）及び住所（主たる営業所のみ）
- ・商号　・旅行業者代理業者の場合は、所属旅行業者の氏名（名称）

の項目とし、さらに、旅行業法第6条の2において、登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とされていることから、上記項目に加え、有効期限を表示し、利用者にとってより分かりやすい情報となるように表示する。

○旅行業法

(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)

(目的)

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確實に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確實に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- 六 前三号に掲げる行為に付隨して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

- 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付隨して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- 九 旅行に関する相談に応ずる行為
- 2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
- 3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。
- 4 この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。
- 5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第七号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
- 三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）を参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

五 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者

三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者

- 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの
- 五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 六 法人であつて、その役員のうちに第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
- 七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確實に選任すると認められない者
- 八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- 九 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第六条の二 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

(有効期間の更新の登録)

第六条の三 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第五条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更登録等)

第六条の四 旅行業の登録を受けた者（以下「旅行業者」という。）は、第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

- 2 第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号の一」とあるのは「第七号又は第八号」と読み替えるものとする。
- 3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第十九条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

○旅行業法施行規則

(昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号)

(新規登録及び更新登録の申請手続)

第一条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了日の二月前までに提出するものとする。

- 一 業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官
- 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

(業務の範囲)

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

- 一 第一種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））
- 二 第二種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）
- 三 第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

四 地域限定旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号 から第五号 までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）
(新規登録の添付書類)

第一条の三 法第四条第二項 の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 登記事項証明書
- ハ 次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 旅行業務に係る事業の計画
 - (2) 旅行業務に係る組織の概要
- 二 旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ホ 法第六条第一項第一号 から第三号 まで及び第五号 から第八号 まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号 から第三号 まで、第五号から第七号まで及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類
 - ヘ 旅行業者代理業に係る申請については、代理業契約（旅行業者代理業に係る契約をいう。以下同じ。）の契約書の写し
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し
 - ロ 申請者が未成年であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
- ハ 旅行業に係る申請については、第二号様式による財産に関する調書
- ニ 法第六条第一項第一号 から第五号 まで、第七号及び第八号（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号 から第五号 まで、第七号及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類
- ホ 前号ハ及びニに掲げる書類

- 2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。次項及び次条において同じ。）から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロからホまでに掲げるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第三十条の八第一項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号ロからホまでに掲げるものとする。

（更新登録の添付書類）

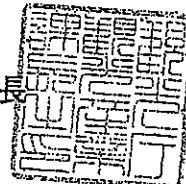
第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、前条第一項第一号イからホまでに掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、前条第一項第一号ハ及び第二号イからニまでに掲げる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第三十条の八第一項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

観光産業第308号
平成26年7月25日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



登録旅行業者の登録情報の公開について

今般、登録行政庁によって旅行業登録を抹消された事業者が、無登録のまま航空券の手配を行い、旅行者から代金の振込みがあったにもかかわらず、突然業務を停止し、多数の旅行者に対し航空券が未着となる事案が発生しました。

かねてより、旅行者に対しては、旅行の申込みの際、利用される旅行業者が旅行業法に基づく旅行業の登録を受けていることの確認を行っていただくよう啓発を行ってきたところですが、この度、同様の事案の再発防止に向けた対応策の一環として、観光庁では、登録を受けている旅行業者等を一般の方が隨時確認できる方策を講じることといたしました。

つきましては、各都道府県におかれましても登録旅行業者及び旅行業者代理業者の登録情報について、ホームページ等により公開し、これを定期的に更新するなどの取組みを行っていただきたく、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

また、日本旅行業協会及び全国旅行業協会のホームページにおいて、各協会における会員情報の検索システムが稼働しておりますので、各都道府県におかれましては、特に旅行業協会非加盟事業者に関する情報提供について取組みを進めていただきたくよろしくお願ひいたします。

なお、すでに旅行業者等の登録情報の掲載に取り組まれている行政庁におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。



2014.8.17(9)西日本

航空券手配容疑で 警視庁が代理店捜索

登録がないのに旅行業を営んだとして、警視庁は13日、旅行業法違反（無登録営業）の疑いで、東京都新宿区の旅行会社「レックスロード」の本社など数カ所を家宅捜索した。

同社をめぐっては、代金を支払ったのに航空券が届かないなどの苦情や相談が、東京都消費生活総合セ

ンターに50件以上寄せられていたことが、7月下旬に明らかになった。警視庁は、被害者が100人以上に上る可能性もあるとみて、詐欺容疑での立件も視野に実態解明を進める。

捜査関係者によると、同社は、東京都から1月に旅行業登録を抹消されたのに、4月14日から7月7日の間、女性客2人の依頼を受け、4人分の航空券を手配し、旅行業を営んだ疑いが持たれている。

支払い済み航空券届かず 無登録容疑業務停止の旅行社捜索

夏休みの海外旅行客らから代金を受け取ったのに航空券を渡さないまま、業務を停止している旅行会社

「レックスロード」（東京都新宿区）について、警視庁は13日午前、旅行業の登録をせずに航空券を販売していた旅行業法違反（無登録）の疑いで、同社などを捜査した。都や国には同社に対する苦情などが相次いでおり、同社は、同社が航空券の発券ができないこと

を知りながら、営業を続け

ていたとみて調べている。

捜査関係者によると、同社は観光庁や都と旅行業の登録をしないまま、今年4月14日～7月7日の間、女性客2人にフランスやドイツ行きの航空券を販売した疑い。同社はホームページ（HP）などで客を募り、欧洲路線を中心とした海外航空券を取り扱っていた。都によると、同社は1998年に

事業廃止届を提出し、再登録したもので、今年1月に事業廃止届を提出し、再登録を抹消されていた。

しかし、その後も無登録のまま航空券を販売し、7月上旬からは発券できなくなり、代金の返還などにも応じていない。

都消費生活総合センターによると、同社は7月上旬以降、同社を巡る苦情や問い合わせが約80件寄せられた。

今年10月、登録を更新せずに抹消された。同12月に再登録したもので、今年1月に事業廃止届を提出し、再登録を抹消されていた。

（continued）

旅行代理店を捜索

2014.8.13(9)毎日

レックスロード
無登録容疑
警視庁、詐欺視野に

旅行代理店「レック
スロード」（東京都新宿区）で航空券を予約した。詐欺容疑での立ても視野に捜査する。

先数カ所を旅行業法違反容疑で家宅捜索した。詐欺容疑での立ても視野に捜査する。

利用客にチケットが届かないトラブルが相次いた問題で、警視庁が届け出た。

安課は13日、無登録で代理店を営業したところ、同年1月に登録を抹消

ド」を運営する「リクルート」が「未登録業者を掲載していた道義的責任がある」として自社サイトを利用した客の代金を全額負担すると発表。対象者は7月21日時点ですべての登録がなったが、旅行業者となつたが、旅行業者としての登録がないまま営業していたなんて腹立たしい」と不信感をあらわにした。40万円を振り込んだという女性も「なぜ無登録なのに事業を続けられたのか。サイトを運営する会社もどんなチェックをしてきたのか」と憤った。【林奈緒美、大

この問題を巡って5月月中旬に友人分を貰約26万円を振り込めたところ、同社の広告を掲載した海外旅行比較サイト【エイビーロード】は、同社の広告を掲載した海外旅行比較サイト【エイビーロード】は、同社の広告を掲載

た。サイト運営会社が返金してくれることになつたが、旅行業者としての登録がないまま営業していたなんて腹立たしい」と不信感をあらわにした。40万円を振り込んだという女性も「なぜ無登録なのに事業を続けられたのか。サイトを運営する会社もどんなチェックをしてきたのか」と憤った。【林奈緒美、大

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

旅行業免許を取得。しかし供託金300万円が払えなかつたため、同社は1998年に都の

資料 2

インターネットのホームページによる通訳案内士及び
地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務

26個保審第7号
平成26年9月18日

福岡県知事殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成26年8月22日26観物第970号により諮詢のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

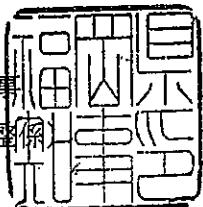
記

事務の名称	インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務
所管課名	観光・物産振興課
事務の目的	インターネットホームページに通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供することにより、県民等の利便性の向上及び外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展を図る。
識別される個人の類型	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条及び総合特別区域法（平成23年法律第81号）第43条に基づき福岡県知事に登録された通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士
提供する個人情報の種類	氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス）、自己PR、外国語の種類、登録年月日、代理人の氏名・住所（非居住者のみ）のうち、本人が同意した個人情報のみ
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
公益上の必要性	インターネットホームページに当該情報を積極的に掲載し情報提供することで、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士を必要とする県民等が隨時当該情報を入手できるようになり、利便性が向上するだけでなく、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士がより一層活躍できるよう環境整備を図ることで外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展に資するものである。
個人情報についての必要な保護措置	(1) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意があり、かつ、提供する個人情報の範囲について本人が選択できること。なお、本人が未成年である場合は、本人及びその法定代理人の双方について同様の措置が講じられること。 (2) ホームページにおいて、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等がID・パスワードにより特定できること。 (3) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。 (4) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (5) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

26観物第970号
平成26年8月22日

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本 博志 様

福岡県知事
(観光・物産振興課企画調整係)



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による
個人情報の提供の制限の例外について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第6条第3号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求める。

記

1 事務の名称

インターネットホームページ(福岡県ホームページ)による通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報

2 事務の目的

時間的・場所的な制約を超えて通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報を積極的に提供することにより、外国人観光客の誘致を促進し地域経済の発展を図る。

3 提供する個人情報

通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条及び総合特別区域法(平成23年法律第81号)第43条に基づき福岡県知事に登録された通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士の氏名、住所、外国語の種類、登録年月日、連絡先(電話番号、メールアドレス)、自己PR、代理人の氏名・住所(非居住者のみ)のうち本人が同意した項目のみ。

4 提供する相手方

県民等(インターネット利用者)

通訳案内士法等 事務の概要

通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士(特区ガイド)の登録について

<通訳案内士>

- 観光庁が実施する通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすること。)を行うことができる。

<特区ガイド>

- 平成25年度に、九州7県及び福岡市で共同申請した「地域活性化総合特別区域計画(地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業)」が国に認定された。

これにより、九州7県及び福岡市が行う、中国語・韓国語(平成26年度からタイ語を追加)の通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受ければ、特区ガイドとして九州域内で有償によるガイド活動が可能となった。

- 登録行政庁は、総合特別区域法において、指定地方公共団体が二以上である場合には、地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体が行うとされており、各県と協議の上、特区ガイドの需要がより多く見込める本県が登録を行うよう、同計画に定めた。

- 今回、通訳案内士及び特区ガイドの登録情報を積極的に提供することにより、利用者の利便性を向上させるとともに、通訳案内士及び特区ガイドがより一層活躍できるよう環境整備を図り、外国人観光客の誘致を促進し地域経済の発展を図ることとした。

- 公開項目について、本人から同意を得た項目のみ公開するものとする。

登録項目	公開項目
氏名	○
生年月日	—
住所	○
登録番号	—
登録年月日	○
外国語の種類	○
代理人の氏名・住所 ※	○
	連絡先(電話番号、メールアドレス)
	自己PR

※国内に住所を有しない者(非居住者)は、代理人を定めなければならない。

関係資料

別紙 1 諮問理由	1
別紙 2 提供する個人情報について	2
別紙 3 通訳案内士法（抜粋）、通訳案内士法施行規則（抜粋）、総合特別区域法（抜粋）	3

1 諮問理由

本県が登録事務を所管しているのは、通訳案内士と地域活性化総合特別区域通訳案内士（以下「特区ガイド」という。）である。

平成26年8月1日現在、国家資格である通訳案内士登録者は404名、特区ガイド登録者は78名、となっている。

特区ガイドとは、アジアからの観光客に対応する通訳案内士を補完するため、平成25年度に、九州7県及び福岡市で共同申請した「地域活性化総合特別区域計画（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業）」が国に認定された。

これにより、九州7県及び福岡市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた中国語・韓国語（平成26年度からタイ語を追加）の通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受ければ、地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）として九州域内で有償によるガイド活動が可能となったものである。

そこで、通訳案内士及び特区ガイドの登録情報を積極的に提供することにより、利用者の利便性を向上させるとともに、通訳案内士及び特区ガイドがより一層活躍できるよう環境整備を図り、外国人観光客の誘致を促進し地域経済の発展を図ることとした。

福岡県ホームページにおいて個人情報を県民等のインターネット利用者に提供することは、福岡県個人情報保護条例第6条の規定により制限されているが、当該事務については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置を講じていると思慮されるので、同条第3号の規定により福岡県個人情報保護審議会の意見を聞くものである。

2 提供する個人情報について

通訳案内士法、通訳案内士法施行規則及び総合特別区域法における登録項目は、①氏名、②生年月日、③住所、④登録番号、⑤登録年月日、⑥合格した外国語の種類、⑦代理人の氏名・住所（非居住者のみ）、以上の7項目である。

このうち②及び④を除く、5項目について本人の同意が得られた項目のみ情報提供することとする。

なお、利用者の利便性の向上及び通訳案内士・特区ガイドの幅広い活躍に資するため、上記5項目の他、連絡先（電話番号及びメールアドレス）、自己PRについても、情報提供項目に加えるものとする。

福岡県通訳案内士情報

〈韓国語〉

受付番号	氏名 Name	住所	連絡先	自己PR	登録年月日	代理人の氏名・住所 (非居住者のみ)
1	観光 太郎 Kankō Taro	福岡市博多区	Tel: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 Mail: 〇〇〇@〇〇〇〇	韓国留学経験有 ガイド歴3年	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

○通訳案内士法（昭和24年6月15日 法律第210号）

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四条 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。
- 2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○通訳案内士法施行規則（昭和24年6月15日 運輸省令第27号）

（非居住者の代理人）

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第十四条 法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 合格した外国語の種類

三 非居住者にあつては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（通訳案内士登録簿の様式）

第十五条 法第十八条の通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（登録の申請）

第十六条 法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 健康診断書

二 合格証書の写し

三 履歴書

四 写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）二葉

五 非居住者にあつては、その代理人に通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 都道府県知事は、法第二十条第一項 の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項 に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の八第一項 の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

○総合特別区域法（平成23年6月29日法律第81号）

（通訳案内士法の特例）

第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士（次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

- 2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。
- 3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。
- 4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。
 - 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
 - 二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 四 奄美群島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 五 小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた

者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七 沖縄振興特別措置法第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八 福島復興再生特別措置法第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。
- 7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。
- 8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第二十一条第一項」

と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章 の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項 中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条 の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項 中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項 の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七項の規定に違反した者
- 二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条 の規定に違反した者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項 の団体が同項 の規定に

よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項 又は第二項 の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○地域活性化総合特別区域計画

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び福岡市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた、中国語・韓国語・タイ語の通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）の育成、確保及び活用を図る。

② 事業に関与する主体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構（研修実施主体）

③ 事業が行われる地域

九州全域

④ 事業の実施期間

平成25年度から平成29年度

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

⑥ その他

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第43条第8項、第9項及び第10項の規定により準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第19条、第32条第2項及び第35条第1項の一の指定地方公共団体は福岡県とする。